

青森県新型インフルエンザ対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 新型インフルエンザ対策の全庁的な推進を図るため、青森県新型インフルエンザ対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) (仮称) 新型インフルエンザ対策基本戦略の策定と実施に関すること。
- (2) (仮称) 新型インフルエンザ対策総合行動計画の策定と実施に関すること。
- (3) (仮称) 新型インフルエンザ対策情報共有・協働戦略の策定と実施に関すること。
- (4) (仮称) 青森県庁業務継続計画の策定と実施に関すること。
- (5) その他、新型インフルエンザ対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、病院事業管理者、部長、エネルギー総合対策局長、出納局長、行政改革・危機管理監、教育長、警察本部長及び別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長のうちあらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者に推進本部の会議への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 推進本部の事務を整理するため、推進本部に青森県新型インフルエンザ対策ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

- 2 ワーキンググループの組織運営については、本部長が別に定める。

(事務局)

第6条 推進本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局長は、新型インフルエンザ対策を所管する健康福祉部次長をもって充て、事務局次長は、新型インフルエンザ対策を所管する保健衛生課総括副参事の職にある者をもって充てる。

4 事務局員は、事務局長が指名する健康福祉部の職員をもって充てる。

5 事務局は、推進本部の会議に付すべき事項について、あらかじめ検討するとともに、本部長の指示する事項を処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部等の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月10日から施行する。

別表

人事課長
防災消防課長
行政経営推進室長
県民生活文化課長
保健衛生課長
商工政策課長
農林水産政策課長
スポーツ健康課長
警察本部警備第二課長

青森県新型インフルエンザ対策ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 青森県新型インフルエンザ対策推進本部（以下「推進本部」という。）の事務を整理するため、推進本部に青森県新型インフルエンザ対策ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進本部の指示による事務の整理に関すること。
- (2) その他、新型インフルエンザ対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 ワーキンググループは、グループリーダー及びグループ員をもって組織する。

- 2 グループリーダーは、推進本部事務局次長をもって充てる。
- 3 グループ員は、推進本部事務局員及び別表に掲げる所属の職員をもって充てる。
- 4 グループリーダーは、ワーキンググループを総括する。

(会議)

第4条 ワーキンググループの会議は、グループリーダーが必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 グループリーダーは、必要に応じて関係者にワーキンググループの会議への出席を求めることができる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、グループリーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月10日から施行する。

別表

人事課
総務学事課
防災消防課
行政経営推進室
政策調整課
新幹線・交通政策課
県民生活文化課
健康福祉政策課
医療薬務課
保健衛生課
商工政策課
農林水産政策課
監理課
港湾空港課
エネルギー開発振興課
出納局経理課
教育庁教育政策課
教育庁スポーツ健康課
警察本部警備第二課
病院局運営部
議会事務局